

瀬戸内市監査委員公表第1号

平成27年度財政援助団体等監査結果報告に基づく措置状況の公表について

平成27年度財政援助団体等監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月7日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 馬 場 政 教

所管部署	産業建設部農林水産課（産業振興課） （一般社団法人緑の村公社）
意見（要望事項）	措置の内容
<p>農林水産課においては、一般社団法人緑の村公社の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導を行われたい。</p>	<p>一般社団法人緑の村公社にかかる経営状況等については、定期的な資金繰りや決算財務諸表を徴収するなど、状況の把握指導等をおこなった。また、平成 30 年 11 月には、当公社において「経営改善計画」を作成し、現在その計画の履行に努めている。</p>
<p>農林水産課は、一般社団法人緑の村公社が運賃を免除している団体等について、再度対応を検討されたい。公的な予算措置も含め、収入確保策を講じられたい。</p>	<p>一般社団法人緑の村公社が運賃を免除している団体等について、当課が直接指導する立場にないが、平成 30 年度に当公社に対して、減免状況を把握するよう促し、その結果を市関係課へ周知した。その状況を踏まえ、今年度よりそれらについては減免しないこととなった。</p> <p>なお、市関係車両等についても、今年度より、既存補助金に上乗せすることにより減免しないこととなった。</p>